

公園等活性化に向けた主な手法（例）

手法	概要	法的根拠
Park-PFI （公募設置管理制度）	民間の資金とノウハウを活用し、公園に収益施設（カフェ、売店など）を設置・管理させ、その収益の一部を公園の整備・管理に充てる制度。これにより、公園の魅力向上と財政負担の軽減を図る。建蔽率+10%。	都市公園法第5条の2
設置管理許可	公園管理者（自治体など）以外の事業者が、都市公園内に公園施設（売店、飲食店、休憩所など）を設置し、自ら管理・運営することができる制度。Park-PFIと類似するが、公共施設の整備義務がない点異なる。	都市公園法第5条
都市公園リノベーション協定	都市再生特別措置法に基づき、市町村と民間事業者が連携し、都市公園とその周辺地域の一体的な魅力向上を目指す協定。公園内の施設整備だけでなく、周辺の回遊性向上なども視野に入れた取り組みが可能	都市再生特別措置法第62条の3
ほこみち（歩行者利便増進道路）制度を活用した公園連携	道路法に基づき、歩行者の利便性向上を目的に指定された道路空間「ほこみち」を活用し、公園へのアクセス向上や、公園と周辺地域の一体的な活性化を図る手法。沿道でのオープンカフェ設置やイベント開催などが可能	道路法
公園における行為許可申請	都市公園法や各自治体の条例に基づき、公園内での様々な活動（物品販売、イベント開催、撮影など）を許可する制度を活用し、公園の賑わいを創出する手法	都市公園法、各自治体の都市公園条例
立体都市公園制度	公園の区域を立体的に限定することで①公園の地下空間を多目的に利用する。②建築物の屋上や人工地盤上に公園を設置する。ことができる	都市公園法第20条